



# 国会速報

- 第154通常国会 -



編集・発行 = 部落解放同盟中央本部 tel 03-3586-7007 fax 03-3585-8966

## 実効ある人権救済機関・制度の確立を

### 真の人権政策確立にむけた最大の山場を闘いぬこう

#### 第20波中央集会で闘いの決意を新たに

##### 「同和」行政の総合調整窓口の設置が必要

「部落解放基本法」制定要求国民運動第20波中央集會を、2月12日午前、東京・千代田区公会堂でひらき各地実行委員会を中心に1,000人が参加、第154通常国会を最大の山場として、「人権教育・啓発推進法」を展開するための「基本計画」の策定 人権救済に関する法律、制度 「地対財特法」後の「同和」行政のあり方、総合的・調整窓口の問題、などにとりくむこと、また、 に関連して地方段階でも同様のとりくみを地方自治体にたいしておこなうことを確認した。

集會には多数の国会議員が出席し、各政党を代表して、自見庄三郎(自民党・衆議院議員)、久保哲司(公明党・衆議院議員)、松浪健四郎(保守党・衆議院議員)、北橋健治(民主党・衆議院議員)、中西績介(社民党・衆議院議員)、大江康弘(自由党・参議院議員)から、最大の山場にむけた闘いの決意表明を受けた。

開會あいさつで、組坂繁之・副会長は心を一つにして闘いを盛りあげ、成果を勝ちとろう。この国会が闘いの正念場だ、と訴えた。板橋興宗・会長は、主催者あいさつで当面の闘いの課題を語りながら、日本の人権施策の確立のために、よりいっそう活動しよう、と呼びかけた。

基調報告で高橋正人・事務局長は、今国会での3つの闘いの獲得目標を示し、取り組みの具体的方向を示した。

また、国民運動に結集する自治体、企業、労組、宗教、女性、学者・研究者が、それぞれの立場と課題について決意を示した。

同日午後には、実行委員会の要請団が各政党への要請行動に取り組み、人権教育・啓発の「基本計画」の策定 人権救済にむけた法制度の充実 「同和」行

政の総合調整窓口の設置の課題について、各党代表への要請をおこなった。要請先は以下のとおり。

麻生太郎(自民党・政調会長)、東順治(公明党同和对策等人権問題委員会・委員長)、松浪健四郎(保守党人権擁護問題議員連盟・事務局長)、北橋健治(民主党部落解放推進委員会・事務局長)、中西績介(社民党部落解放運動推進委員会・委員長)、大江康弘(自由党国会対策副委員長・参議院議員)

#### 野党も人権救済機関の検討をすすめる

##### 民主党・「差別禁止法案大綱」を作成へ

民主党の部落解放推進委員会(委員長=中野寛成・衆議院議員)が1月30日午後、衆議院第1議員会館で第22回会合をひらき、衆・参両院の国会議員62人(代理含む)が出席し、政府の「人権擁護法案(仮称)」にたいする国会対応 狭山再審請求への対応 「地対財特法」期限後の移行対策 人権教育・啓発推進に向けたとりくみ 新たな人権法制の研究など今後の活動の意思統一をおこなった。

また、民主党は、2月6日午前、衆議院第1議員会館で人権・消費者調査会(会長=石毛えい子・衆議院議員 第8回会議をひらき、「人権教育・啓発基本計画」について、人権フォーラム21 やアムネスティ・インターナショナル日本支部などからヒアリングを受け、「基本計画」(中間とりまとめ)の問題点を協議した。今後の活動として、人権救済機関の設置を踏まえ、民主党として「差別禁止法案大綱」を作成する方向で検討を進めることなどを確認した。

##### 社民党・実効ある救済機関にむけてとりまとめ

2月6日、社民党部落解放運動推進委員会がひらかれ、法務省から「人権擁護法案(仮称)大綱」の説明を受け、今後、党として実効ある機関、制度の確立に向けて見解を取りまとめることにした。

# 人権委員会法案、今国会に上程

## 人権侵害の被害者を実効的に救済

小泉純一郎首相は2月4日午後、衆院本会議で政権運営方針を盛り込んだ施政方針演説をおこなった。そのなかで、人権侵害の被害者の救済を目的とする人権委員会の設立にむけて、今通常国会に人権救済制度の整備をめざす法律案を提出することを明言した。

朝日新聞 (02年1月31日)

# 「人権委」に強制調査権

## 人権擁護法案 政府が「大綱」 報道被害も救済対象

人権侵害行為に対する新たな救済手続きを検討してきた政府は、強制調査権をもつ人権委員会(仮称)の設置を柱とする人権擁護法案の大綱をまとめ、30日公表した。調停、仲裁、勧告などの手段を通じて、加害者側

に侵害行為の中止や再発防止を求めていく。焦点の一つだった報道被害を巡っては、強制調査の対象から外して自主的な取り組みを尊重することをうたったが、解決しない場合に備えて人権委が被害者側に立って訴訟に参

加できるなどの規定が盛り込まれている。  
(社会面に関係記事)  
大綱は人権擁護推進審議会(法相の諮問機関)が昨年5月に出した答申にほぼ沿う内容で、引き続き条文案を詰めたらうと今国会に提出する。  
大綱によると、人権委は独立した行政組織として法務省の外局に設置する。委員長と4人の委員で構成され、首相が国会の同意を得て任命する。  
深刻な被害を伴う差別

的扱いや虐待に対処するため、「特別救済手続き」を新たに設ける。正当な理由がないのに人権委の調査(質問、文書の提出、立ち入り検査)を拒否すれば、行政罰である過料を科せられるようにして強制力を担保する。  
加害者側が調停や仲裁に応じない場合、人権委は人権侵害行為の中止などを勧告することにも、その事実を公表できる。裁判を起こした被害者に対し、それまで収集した

資料を提供したり、訴訟に補助参加したりできる規定も盛り込まれた。  
また、部落地名総鑑や差別ヒラの発行・配布など差別を助長する行為については、被害を直接受ける人がいなくても、人権委自身が原告となって行為の差し止めを裁判所に求めることができる。  
特別救済の対象には、プライバシー侵害にあたる報道や、つきまとった待ち伏せしたりする過剰な取材による被害も含まれる。救済を申し立てられるのは、①犯罪被害者とその家族②加害者の家族③少年の加害者の三者で、政治家や官僚などの公人は除かれた。  
表現・報道の自由に対する配慮から、報道機関

小泉内閣総理大臣施政方針演説 (2002. 2. 4/抜粋)  
国民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、独立性の高い人権委員会を設立し、弱い立場にある人権侵害の被害者を実効的に救済する、新たな人権救済制度の整備を目指す法律案を今国会に提出します。

に対する調査は任意の範囲にとどめる。しかし、プライバシー侵害と判断した場合は訂正や回収などを、過剰取材と判断した場合は取材行為の中止を、それぞれ勧告・公表できるとしている。  
審議会の答申では、実効ある救済を図るために、人権委員会がした調査過程を公表することも検討されていたが、取材の秘密などに触れかねないため見送られた。